

令和6年度鹿屋市吾平地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

(1) 現状

当地域の全水田面積（基幹）に占める作付割合は、主食用水稻 33.6%、稻発酵用粗飼料（WCS 用稻）26.6%、飼料用米 3.2%、加工用米 2.7%と水稻類の作付が約6割を占めている。

また、畜産業（特に黒毛和牛）が盛んな地域であることから、飼料作物の作付けが多いが、高齢化による離農等により畜産農家戸数も減少傾向にあり、自己保全水田が増加している状況にある。

(2) 課題

耕作者の高齢化による田畠の耕作放棄地が増加傾向にあるが、今回、水田活用の直接支払交付金の見直しが示されたことにより、5年後は更に耕作放棄地が増えることが懸念されることから、農地の管理保全対策や担い手育成対策等が急務となっており、農業委員会や JA 等の関係機関と連携し、認定農業者や農事組合への水田の利用集積を推進するとともに、稻作農家の経営安定と水田の有効活用・高付加価値の作物生産の確立を図っていく必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

米の需要減少に伴う米価の下落、高齢化による農家戸数の減少等を考慮すると、既存の作物栽培形態の見直しを図っていく必要がある。

については、圃場の排水対策に考慮した団地化（農地の集積）を推進し、低コスト生産技術の導入に加えて、収益性の高い作物や作業効率の良い作物導入を図り、減少する担い手農家で対応できる農業経営に変革していく必要がある。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

地域水田の基盤整備率は 80%を超える、2ha 以上の団地化は約 42ha、認定農業者は 66 名で、ほとんどの認定農業者が水田での作付けも行っている状況である。

しかしながら、高齢化等による担い手不足の解消は容易ではないことや畠地の遊休地も多いことから、水田の畠地化は難しいと考えるが、水田の排水や土壤状況を点検し、畠作で発生しているサツマイモ基腐病対策の一環として水田作付けの可能性も実施検討する。また、高収益作物の導入と併せて、湿田など圃場条件の悪い水田をいかに有効活用していくかなど、農業委員会や JA 等の関係機関と連携を図りながら水田の有効利用を図っていく。

ブロックローテーションについては、基幹作物の作付は主食用水稻の農家と WCS 用稻を作る畜産農家が主流である。しかし、野菜等の高収益作物の転換作物の連作による収量低下も課題となっており、今後ブロックローテーションの取組の方向性について検討していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

吾平地域農林技術員連絡協議会や関係機関等と連携を図りながら、「品質向上」・「低成本生産」・「収量の増」に重点を置いた取組を推進し、他地域に先駆けて産地化に取り組んだ県の早期水稻奨励品種である「イクヒカリ」のブランド化と消費者への認知度を高めるため、関係機関と連携を図りながら「売れる米づくり」を推進する。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、産地交付金を活用し、飼料メーカー等との複数年の出荷契約による生産性向上の取組を継続支援するとともに、安定した出荷数量を供給できる管理体制（水・畔・除草管理など）の確立を図りながら、集落営農による団地化の支援や多収品種導入による収量増、稻わらの利用（耕畜連携）の取組を推進する。また、JA等関係機関と連携して取組み、安心できる国内産飼料生産の推進に努める。

イ 米粉用米

産地交付金を活用し、実需者の複数年の出荷契約による生産性向上の取組を継続し、安定した出荷数量を供給できる管理体制（水・畔・除草管理など）の確立を図り、JA等や需要者と連携しながら、主食用米と変わらない所得向上を目指す。

ウ WCS用稻

当該地域を含めた大隅地域は全国でも有数の畜産地域であり、畜産農家の粗飼料自給率を高め、安心・安全な国内産飼料作物を供給するため、集落営農による団地化を図りながら、WCS用稻の需要に即した生産及び品質向上に努める。

また、良質な作物とするため、土地改良区及びJA等関係機関と連携した適正な管理供給体制を確立し、耕畜連携による資源循環（堆肥散布）等の推進と生産拡大を図る。

エ 加工用米

これまで、主食用米からの転換作物品目として加工用米の生産に取組み、肥料や農薬の低減化、多収品種の導入など生産性向上に向けた取組と二毛作による作付け拡大、複数年契約を推進し、地域の焼酎会社と連携を図りながら推進してきた。

今後更に作付面積を拡大するため、県経済連や実需者等と連携した取組を推進する。

(3) 麦、飼料作物

遊休農地を活用して、麦、飼料作物を地域内の畜産農家へ供給し自給率を高めるとともに、二毛作の作付け拡大及び農地集積による低成本化を図るため団地化を推進する。

なお、併せて資源循環（堆肥散布）など耕畜連携の取組も推進する。

(4) そば、なたね

二毛作による作付け拡大を推進するとともに、適正な排水対策及び肥培管理に努めて、良質なそばの生産性向上を図り、実需者との契約を基に需要に応じた生産を推進する。

(5) 高収益作物

なす、かぼちゃ、ピーマンに加え、基腐病対策としてさつまいもを重点作物に位置づけ、水田でのさつまいも作付を推進したい。また、耕作放棄地の発生防止に繋がるよう地産地消の直売所向けの野菜等の作付けも継続して推進していく。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作
主食用米	141.6		138.2		140.0
備蓄米					
飼料用米	12.0		10.2		15.0
米粉用米	2.1		3.8		4.0
新市場開拓用米					
WCS用稻	108.3		108.2		110.0
加工用米	12.5	9.7	11.5	9.0	13.0
麦					
大豆					
飼料作物	320.4	277.2	320.1	279.9	330.0
・子実用とうもろこし					
そば	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4
なたね					
地力増進作物					
高収益作物	0.8		0.8		0.8
・野菜	0.8		0.8		0.8
・花き・花木					
・果樹					
・その他の高収益作物					
その他	0.3		0.2		0.2
・澱粉・焼酎用さつまいも	0.3		0.2		0.2
畑地化					

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		
				令和5年度（実績）	目標値(令和8年度)
1	かぼちゃ・ナス・ピーマン・さつまいも	重点振興作物助成 (基幹)	生産面積	1.0ha	1.6ha
2	飼料作物	飼料作物助成 (二毛作)	生産面積 水田利用率	277.2ha 154.3%	300.0ha 180.0%
3	そば	そば作付助成 (二毛作)	生産面積 水田利用率	0.2ha 115.5%	0.4ha 179.0%
4	飼料作物・WCS用稲	飼料作物等の資源循環助成 (耕畜連携・基幹・二毛作)	取組面積	6.5ha	8.0ha
5	飼料用米	飼料用米稲わら利用 (耕畜連携・基幹)	取組面積	0.0ha	1.0ha
6	その他野菜及びその他作物 (焼酎・澱粉用甘藷)	一般作物助成 (基幹)	生産面積	0.1ha	0.3ha
7	加工用米	加工用米複数年契約加算 (基幹・二毛作)	取組面積 水田利用率	9.0ha 138.4%	12.0ha 181.0%
8	加工用米	加工用米品質向上取組加算 (基幹・二毛作)	取組加算 水田利用率	12.5ha 138.4%	13.0ha 190.0%
9	そば・なたね	そば・なたね作付助成（基幹）	生産面積	0.2ha	0.3ha
10	飼料用米	飼料用米取組加算（基幹）	生産面積	12.0ha	15.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:鹿児島県

協議会名:鹿屋市吾平地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	重点振興作物助成(基幹)	1	30,000	かぼちゃ・なす・ピーマン・さつまいも	助成対象者は、販売目的でかぼちゃ及びなす、ピーマン、さつまいもを生産する販売農家、集落営農とする。
2	飼料作物助成(二毛作)	2	11,000	飼料作物(飼料作物の範囲は別紙1のとおり)	助成対象者は、販売目的や、自らの畜産経営に供する目的で二毛作として飼料作物を生産する販売農家、集落営農とする。
3	そば作付助成(二毛作)	2	15,000	そば	二毛作として作付けし、生産性向上の取組として、排水対策を実施すること。
4	飼料作物等の資源循環助成 (耕畜連携・基幹)	3	15,000	飼料作物・WCS用稻(飼料作物の範囲は別紙1のとおり)	<p>次の事項をすべて満たしていること。</p> <p>①当年産において、飼料作物等の作付けが行われる水田であること。 ②その作物が確実に飼料として利用され、かつ、その飼料を給与した家畜由来の堆肥が散布されること。 ③自己の堆肥でないこと。 ④散布量が2トン又は4立米/10a以上であること。</p>
4	飼料作物等の資源循環助成 (耕畜連携・二毛作)	4	15,000	飼料作物・WCS用稻 ※(飼料作物の範囲は基幹と同様)	<p>○助成対象者 畜産農家と利用供給協定に基づき、飼料作物等生産ほ場の資源循環(堆肥散布)の取組を実施する飼料作物販売農家、集落営農。</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱の交付対象農地に該当する水田とする。</p> <p>○取組要件 次の事項をすべて満たしていること。</p> <p>①当年産において、飼料作物等の作付けが行われる水田であること。 ②その作物が確実に飼料として利用され、かつ、その飼料を給与した家畜由来の堆肥が散布されること。 ③自己の堆肥でないこと。 ④散布量が2トン又は4立米/10a以上であること。</p>
5	飼料用米の稲わら利用 (耕畜連携・基幹)	3	10,000	飼料用米	<p>次の事項をすべて満たしていること。</p> <p>①当年産において、飼料用米の作付けが行われる水田であること。 ②そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。 ③耕畜連携を行う者は、連携の相手方となる者との間に、利用供給協定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を作成)する。</p>
6	一般作物助成(基幹)	1	20,000	その他野菜及びその他作物(詳細は別紙2のとおり)	助成対象者は、販売目的で対象作物を生産する販売農家、集落営農とする。

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
7	加工用米複数年契約加算 (基幹)	1	18,000	加工用米	<ul style="list-style-type: none"> ●地元酒造会社等と複数年契約を締結していること。 (3年間以上) ●生産性向上に向けて、次のいずれかに取り組んでいること。 <ul style="list-style-type: none"> ・畦畔管理(畦畔の雑草防除) ・種子更新(購入種子の使用) ・適期植付(稲作暦より早植防止)品質・収量の向上 ・水管理徹底(早期落水防止(1週間)品質向上(胴割防止)) ・航空防除の実施(有人ヘリ/無人ヘリ) ・肥料の低減化(生育診断を踏まえた施肥)
7	加工用米複数年契約加算 (二毛作)	2	18,000	加工用米	<ul style="list-style-type: none"> ●地元酒造会社等と複数年契約を締結していること。 (3年間以上) ●生産性向上に向けて、次のいずれかに取り組んでいること。 <ul style="list-style-type: none"> ・畦畔管理(畦畔の雑草防除) ・種子更新(購入種子の使用) ・適期植付(稲作暦より早植防止)品質・収量の向上 ・水管理徹底(早期落水防止(1週間)品質向上(胴割防止)) ・航空防除の実施(有人ヘリ/無人ヘリ) ・肥料の低減化(生育診断を踏まえた施肥)
8	加工用米品質向上取組加算 (基幹)	1	15,000	加工用米	<ul style="list-style-type: none"> ●生産性向上に向けて、次のいずれかに取り組んでいること。 <ul style="list-style-type: none"> ・畦畔管理(畦畔の雑草防除) ・種子更新(購入種子の使用) ・適期植付(稲作暦より早植防止)品質・収量の向上 ・水管理徹底(早期落水防止(1週間)品質向上(胴割防止)) ・航空防除の実施(有人ヘリ/無人ヘリ) ・肥料の低減化(生育診断を踏まえた施肥)
8	加工用米品質向上取組加算 (二毛作)	2	15,000	加工用米	<ul style="list-style-type: none"> ●生産性向上に向けて、次のいずれかに取り組んでいること。 <ul style="list-style-type: none"> ・畦畔管理(畦畔の雑草防除) ・種子更新(購入種子の使用) ・適期植付(稲作暦より早植防止)品質・収量の向上 ・水管理徹底(早期落水防止(2週間)品質向上(胴割防止)) ・航空防除の実施(有人ヘリ/無人ヘリ) ・肥料の低減化(生育診断を踏まえた施肥)
9	そば・なたね作付助成(基幹)	1	20,000	そば・なたね(基幹)	生産性向上の取組として、排水対策を実施すること。
10	飼料用米取組加算 (基幹)	1	15,000	飼料用米(基幹)	生産出荷団体等と出荷契約(利用供給協定)の締結による取組であること。 生産性向上の取組として、別紙の取組のうち1つ以上に取り組むこと。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

※5 支援年限を記入してください。